

# 日光市立日光小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、該当児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。（いじめ防止対策推進法第2条）個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなくいじめられた児童の立場に立つことが必要である。

## 2 いじめの防止に向けた考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、教職員は全ての児童がいじめを行わないよう、また、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する児童理解を深めるため、いじめ防止等の対策を行います。



本校では、いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止にも努めていきます。

## 3 いじめの未然防止に向けて

- ・児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を積極的に活用します。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図り、児童が行ういじめ防止に資する自主的活動を支援します。

## 4 いじめの早期発見に向けて

- ・いじめを早期に発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を行います。
- ・いじめ調査実施後、必要に応じて教育相談等を行います。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行えるように相談体制の整備を行います。

## 5 いじめに対する校内組織

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策推進委員会」を設置しています。

〈構成員〉校長、教頭、教務主任、児童指導主任、教育相談係、保健主事、養護教諭、該当学年主任及び担任

〈活動例〉アンケート調査、教育相談、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め、いじめ事例に対応します。

〈開催〉月に1回いじめ対策推進会議を開き、アンケートや教員の見取りを基に情報交換を行います。また、週に一度、児童の情報交換会「児童を語る会」を全職員で行います。

## 6 いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行います。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童とその保護者への指導等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるよう必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずることも検討します。
- ・いじめの関係者間における争いが生じないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

## 7 いじめに関する相談について

- ・全職員でお受けいたします。些細なことでも遠慮せずにご相談ください。

○日光市立日光小学校 0288-54-0070

- ・以下の外部機関でもいじめに関する相談を受け付けています。

○ホットほっと電話相談  
(子ども専用 24時間受付) いじめ相談さわやかテレホン 028-665-9999  
(保護者専用) 月～金 8:30～21:30 家庭教育ホットライン 028-665-7867

○日光市教育委員会事務局 学校教育課 教育指導係 0288-21-5181

○いじめ不登校対策チーム (上都賀教育事務所内) 0289-62-0162

○日光市家庭児童相談室 0288-30-7830